

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の調整保険料率を 1000 分の 1.15 から 1000 分の 1.20 に変更し、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。但し、内訳は以下の表の通りである。

変更前

区 分		一般保険料率	調整保険料率	合 計
負担割合	事業主	53.685/1,000	0.575/1,000	54.260/1,000
	被保険者	49.165/1,000	0.575/1,000	49.740/1,000
	合計	102.850/1,000	1.150/1,000	104.000/1,000
実施年月日		令和 7 年 3 月 1 日		

変更後

区 分		一般保険料率	調整保険料率	合 計
負担割合	事業主	53.660/1,000	0.600/1,000	54.260/1,000
	被保険者	49.140/1,000	0.600/1,000	49.740/1,000
	合計	102.800/1,000	1.200/1,000	104.000/1,000
実施年月日		令和 8 年 3 月 1 日		

令和 8 年 3 月 1 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 瀧 川 高 章